

## 学校感染症に伴う出席停止について

学校感染症にかかった場合、学校保健安全法に基づき出席停止となります。登校の許可が出るまでは、ご家庭でゆっくり休養してください。医師により登校の許可がでましたら、下記に必要な事項を記入のうえ、提出してください（保護者による記入で結構です）。

**\*該当する病名に○印をご記入ください。（太枠内は出席停止です。）**

○印	病名	出席停止期間
	インフルエンザ（                      型）	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎（はやり目）	
	急性出血性結膜炎	
	溶連菌感染症	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで <u>※ただし、左記の感染症は学校で通常みられないような大流行があり、感染拡大防止のため、緊急的な措置をおこなった場合のみ。</u>
	手足口病	
	伝染性紅斑（リンゴ病）	
	マイコプラズマ肺炎	
	感染性胃腸炎（                      ）	
	その他（                      ）	

### 登校許可届

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで上記の疾患にて欠席しました。  
診察した医師より登校が可能と判断されましたので報告します。

医療機関名：

（小・中・高）                      年                      組                      名前

保護者名